佐世保市水道局給水本管寄附採納事務要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、佐世保市水道事業の円滑な推進を目的として、私有の給水本管及びこれに直結する給水用具（以下「給水本管等」という。）の寄附採納に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　本管所有者　給水本管等を所有している者をいう。

⑵　土地所有者　給水本管等が私有地に布設された場合におけるその土地の所有者をいう。

⑶　土地権利者　給水本管等が布設された土地の地上権者又は賃借権者をいう。

⑷　所有者等　土地所有者及び土地権利者をいう。

２　前項各号に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、佐世保市水道条例、佐世保市水道条例施行規程及び給水装置施工基準に定めるところによる。

（寄附の申込み）

第３条　給水本管等の寄附の申込みは、寄附申込書（様式１）により行うものとする。また、給水本管等が布設されている土地が私有地である場合には、併せて、土地所有者の土地使用承諾書（様式２）の提出を受けるものとする。

２　寄附に係る給水本管等が布設された土地に地上権者又は賃借権者がある場合は、前項の規定による書類と併せて、土地権利者の土地使用承諾書（様式３）の提出を受けるものとする。

（寄附採納の諾否）

第４条　管理者は、前条の規定による寄附の申込みがあったときは、提出された書類を審査し、実地調査を行い、次に掲げる事項を確認し、寄附採納

の諾否を決定するものとする。

⑴　給水本管等が正常に機能していること。

⑵　給水本管等が布設されている土地については、給水本管等の維持管理に必要な幅員が確保されており、かつ、その維持管理に支障を来すような制限が設けられていないこと。

⑶　給水本管等が布設されている土地が私有地である場合は、その所有者等が前条の規定による書類を提出し、管理者による当該給水本管等の維持管理が担保されていること。

⑷　寄附採納後に維持管理上支障がないこと。

2　管理者は、前項の規定により寄附採納の諾否を決定したときは、寄附の申込みをした本管所有者に対し、寄附採納決定通知書（様式４）により速やかに通知するものとする。

3　第１項の規定による実地調査で疑義がある場合は、本管所有者及び所有者等に立会を求めて、確認するものとする。

（管理者による維持管理）

第５条　管理者は、給水本管等の寄附採納後は、当該給水本管等の機能を維持するよう管理し､必要に応じ布設替えその他の措置を講じるものとする。

2　管理者は、前項の規定による措置を講じる場合において、当該給水本管等が布設された土地を掘削するときは、管理者の負担により原状に復旧するものとする。

3　管理者は、給水本管等の維持管理のため当該給水本管等が布設された土地の使用を制限する必要がある場合は、給水本管の破裂その他緊急やむを得ない事由がある場合を除き、事前に所有者等に通知するものとする。

（所有者等からの承諾）

第６条　寄附採納する給水本管等が公道及び里道以外の土地（以下「当該土地」という。）にある場合は、第 3 条第 1 項又は第 2 項に規定する土地使用承諾書により、当該土地の所有者等から次に掲げる事項について承諾を得ること。

(1)　当該土地に関し、一定の幅員（維持管理に必要な幅員）を確保し、かつ、給水本管等の維持管理に支障を来すような制限を設けないこと。

(2)　当該土地の使用に関し、名目のいかんを問わず管理者に対し一切の請求をしないこと。

(3)　当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権を他人に譲渡するときは、譲渡を受ける者に対し、土地所有者の土地使用承諾書（様式２）又は土地権利者の土地使用承諾書（様式３）の内容を承継させること。

(4)　当該土地に新たに地上権又は賃借権を設定しようとするときは、事前に管理者と協議すること。

(5)　当該土地に給水本管等の維持管理に支障を来すような構築物その他の物件を設けないこと。

(6)　給水本管等の維持管理のため当該給水本管等が布設された土地の使用を制限する必要がある場合は、これに協力すること。

（委任）

第７条　この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

沿　革

昭和５３年度　「給水管寄附採納事務要綱」を制定

平成２４年　４月１日「給水本管寄付採納事務要綱」に全部改正

平成２７年１２月１日「佐世保市水道局給水本管寄附採納事務要綱」に全部改正

令和　８年１１月１日　一部改正